

建築安全推進室長	技監	課員	係
[Redacted]			

平成15年2月17日

熱海市伊豆山 [Redacted] 宅地開発地について

熱海土木事務所にて平成14年12月26日付け、熱土第62-2号にて開発行為の許可 (A=19,379 m²) 及び平成14年12月26日付け、熱土第1022号にて宅地造成工事許可 (A=19,379 m²) について、施工状況に問題があり、今後のどのように対応していくか報告を受けた。

つかもと 谷本

1 日 時 平成15年2月17日 (月) 13:00~15:00

2 場 所 東館12階 土地対策室 会議机

3 出席者 土地対策室 [Redacted]、公園緑地室 [Redacted]

熱海土木事務所 [Redacted]

現地状況

現場施工において安全上問題のある点が見られている。

- ・盛土施行の不備 (段切り、転圧)
- ・廃車、ガラス屑、ごみ等が放置されている。

開発許可及び宅地造成工事許可地、上部において違法開発の疑いがある行為が行なわれている。

今後の対応 (熱海土木事務所)

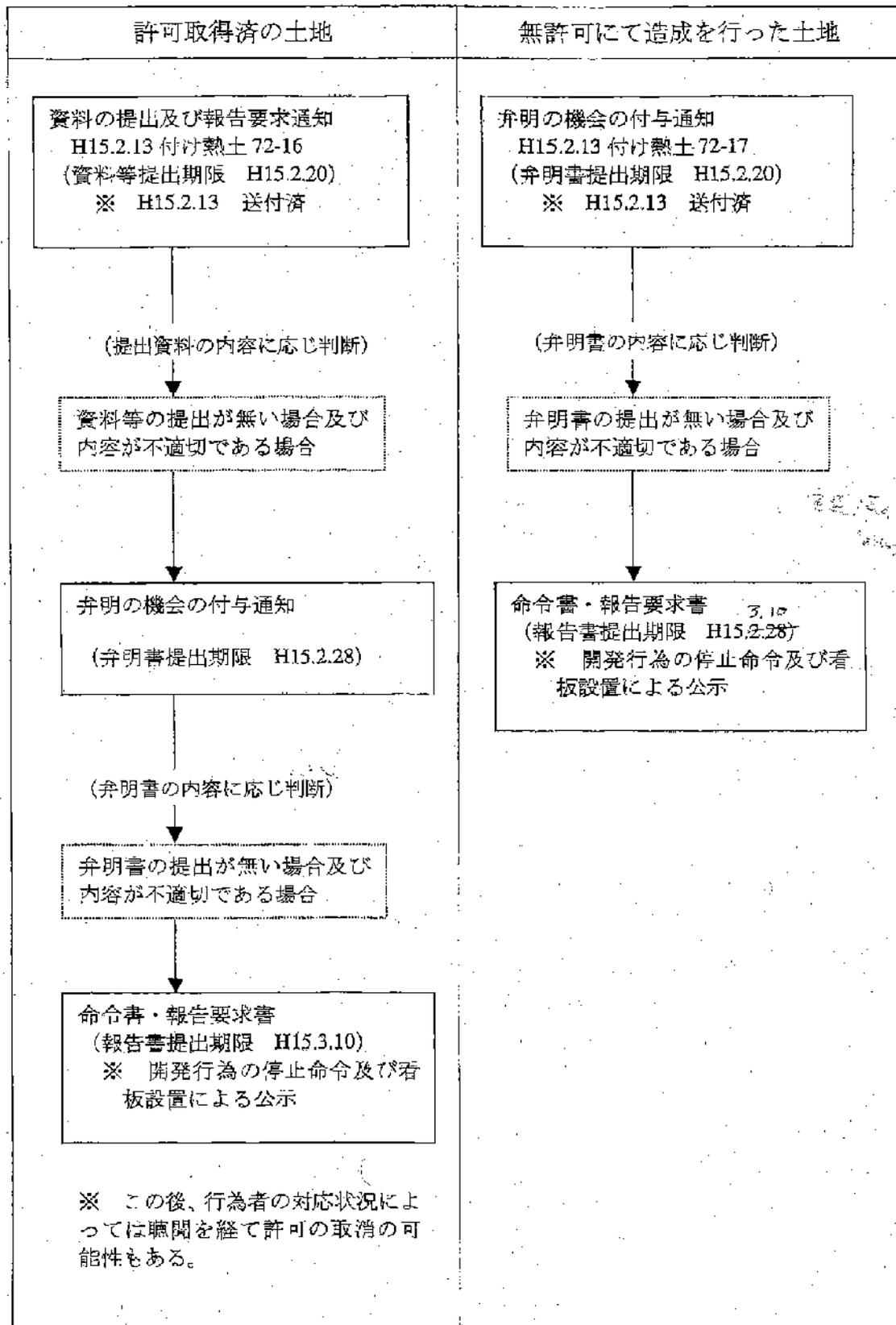
- ① 現場施工については都市計画法第80条に基づく資料の提出を求める。違法開発の疑いある件については弁明書の提出を求めていく。期限は2月20日までとしている。
- ② 書類に問題があるようならば、宅地造成等規制法第13条及び第18条により開発許可と同様な行為を行なう。

まずは2月20日の報告書が出てくるので、その書類により工事の停止命令、許可の廃止を含めて、検討していく。

当室では宅地造成法による指導を行う際には助言していく。

<違反処理等の流れ>

23.24p



弁明の機会の付与通知書

熱土第 号
平成 15 年 2 月 日

様

静岡県知事 石川嘉延 印

次のとおり弁明の機会の付与を行いますので、行政手続法第 30 条の規定により通知します。

弁明の件名	平成 14 年 12 月 26 日付け熱土第 62-2 号で許可した開発行為に係る都市計画法第 81 条第 1 項に基づく措置命令
予定される不利益処分の内容 (講ずべき支障の除去等の措置の内容)	平成 14 年 12 月 26 日付け熱土第 62-2 号で許可した開発行為を直ちに停止すること。 土砂の流出を防止するための措置の計画をたて、熱海土木事務所都市計画課の承認を受けたうえで当該措置を実施すること。
不利益処分の根拠となる法令の条項	都市計画法第 81 条第 1 項第 1 号及び第 3 号
不利益処分の原因となる事実	①都市計画法第 80 条第 1 項に基づき、許可の条件で整備することとされている工事の施工状況を示す資料の提出を求めたが、期限までに適切な資料の提出がないこと。 ②①のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。 (項1号) ③①及び②から、都市計画法第 33 条第 1 号に規定する工事施工者の能力を欠くに至ったと認められること。 ④熱海市伊豆山字嶽ヶ [redacted] 筆の土地において、都市計画法第 29 条に違反して開発行為を行い、都市計画法第 33 条第 12 号に規定する申請者の資力信用を欠くに至ったと認められること。 (項1号)
弁明書の提出先	〒413-0016 熱海市水口町 13-15 熱海土木事務所 都市計画課
弁明書の提出期限	平成 15 年 2 月 28 日
口頭による弁明の機会の付与の有無	無
口頭による弁明の機会の付与の日時	無
口頭による弁明の機会の付与の場所	無

備考

- 提出期限までに弁明書が提出されない場合には、静岡県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則 (平成 6 年規則第 71 号) 第 21 条の規定に基づき手続きを行うこともありませんので、御承知おきください。
- 不利益処分の原因となる事実に対して、弁明すべき内容がある場合は、提出期限までに別添様式による弁明書を提出してください。

様式第 12 号 (第 16 条関係)

弁 明 書

平成 年 月 日

静岡県知事 石川 嘉延 様

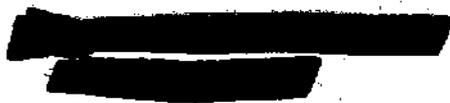
弁明者 所在
名称

行政手続法第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり弁明します。

弁明の件名	
弁明の機会の付与に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての弁明	
添付する証拠書類又は証拠物	

命令・報告要求書

熱土 第 号
平成 年 月 日



静岡県知事 石川 嘉延

許可年月日及び番号	許可 平成 年 月 日 熱土 第 号
開発許可を受けた者の住所・氏名	[Redacted]
開発区域に含まれる地域の名称	熱海市伊豆山
開発行為の目的	専用住宅敷地造成 面積: m ²
予定建築物の用途	専用住宅

都市計画法（以下「法」という。）第 29 条の規定により許可した上記開発行為に関し、下記のとおり、法第 81 条第 1 項の規定に基づき命令し、法第 80 条第 1 項の規定に基づき報告を求めます。

記

	法第 81 条第 1 項該当号	第 1 号及び第 3 号
命令	命令する理由	① 法第 80 条第 1 項に基づき、許可の条件で整備することとされている工事の施工状況を示す資料の提出を求めたが、期限までに適切な資料の提出がないこと。 ② ①のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。 ③ ①及び②から、法第 33 条第 1 号に規定する工事施工者の能力を欠くに至ったと認められること。 ④ 熱海市伊豆山字嶽ヶ [Redacted] 筆の土地において、法第 29 条に違反して開発行為を行い、法第 33 条第 12 号に規定する申請者の(資力)信用を欠くに至ったと認められること。
	命令する内容	① 開発行為を直ちに停止すること。 ② 土砂の流出を防止するための措置の計画書を、平成 15 年 3 月 10 日までに熱海土木事務所都市計画課に提出し、同課の承認を受けたうえで当該措置を実施すること。
報告	報告を求める内容	開発許可の条件に違反して工事を施工した経緯
	報告期限	平成 15 年 3 月 10 日

この命令に不服があるときは、法第 50 条第 1 項の規定に基づき、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に静岡県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

標識（縦0.8m、横1.2m）

都市計画法による命令の公示

この土地は、都市計画法に違反しているので、平成15年 月 日付けで、同法第81条第1項の規定に基づき、次のとおり命令した。

平成15年 月 日

静岡県知事 石川嘉延

- 1 土地の所在地
熱海市伊豆山宇嶽ヶ [REDACTED] 筆
- 2 命令を受けた者の住所・氏名
[REDACTED]
- 3 命令した理由
 - (1) 都市計画法第80条第1項に基づき、許可の条件で整備することとされている工事の施工状況を示す資料の提出を求めたが、期限までに適切な資料の提出がないこと。
 - (2) (1)のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。
 - (3) (1)及び(2)から、都市計画法第33条第1号に規定する工事施工者の能力を欠くに至ったと認められること。
 - (4) 熱海市伊豆山宇嶽ヶ [REDACTED] 筆の土地において、都市計画法第29条に違反して開発行為を行い、都市計画法第33条第12号に規定する申請者の資力信用を欠くに至ったと認められること。
- 4 命令した内容
開発行為を直ちに停止すること。
また、当該土地の区域外への土砂の流出を防止する措置の計画書を提出し、当該措置を実施すること。

注

- 1 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。
- 2 この命令に違反して、開発行為等を行った場合は罰せられます。

命令書・報告要求書

熱土都第 号
平成15年 2月 日

静岡県知事 石川 嘉延 印

熱海市伊豆山字嶽ケ [REDACTED] 筆における開発行為に関し、下記のとおり、都市計画法（以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき命令し、報告を求めます。

記

命令	法第81条第1項該当号	第1号
	命令する理由	法第29条に違反し、開発行為の許可を受けずに開発行為が行われたため。
報告要求	命令する内容	熱海市伊豆山字嶽ケ [REDACTED] における開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと。 また、当該土地の区域外への土砂の流出を防止する措置の計画書を、平成15年2月28日までに熱海土木事務所都市計画課に提出し、同課の承認を受けたうえで当該措置を実施すること。
	報告を求める内容	法第29条に違反して開発行為を行った経緯
	報告期限	平成15年2月28日

この命令に不服があるときは、法第50条第1項の規定に基づき、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

標識（縦0.8m、横1.2m）

都市計画法による命令の公示

この土地は、都市計画法に違反しているので、平成15年 月 日付けで、
同法第81条第1項の規定に基づき、次のとおり命令した。

平成15年 月 日

静岡県知事 石川嘉延

- 1 土地の所在地
熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] 筆
- 2 命令を受けた者の住所・氏名
[REDACTED]
- 3 命令した理由
都市計画法第29条に違反し、開発行為の許可を受けずに開発行為が行われたため。
- 4 命令した内容
開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと。
また、当該土地の区域外への土砂の流出を防止する措置の計画書を提出し、当該措置を実施すること。

注

- 1 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。
- 2 この命令に違反して、開発行為等を行った場合は罰せられます。